

多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年5月28日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査の実施日 平成31年4月22日（月）
- 2 監査の範囲 平成30年度上水道部たな卸し資産の管理
- 3 監査の着眼点 たな卸資産が適切に管理及び保管されているか、かつ各種帳票が適正に作成されているかどうかを主眼として実施
- 4 監査の結果 別紙のとおり

平成31年4月実施 上水道部 定期監査結果（たな卸資産管理）

対 象	上水道部（たな卸資産の管理）
実 施 日	平成31年4月22日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし